

「欧米における需給バランス調整及び周波数制御のための調整力確保の考え方等に関する調査」に関するご質問に対する回答

No.	質問に関連する文書名及び頁	質問	回答
1	契約書(案) 第9条第1項	第9条第1項において、電力広域的運営推進機関は、納入物が「本契約の内容に適合するか」を検査するものとされていますが、具体的には納入物が、実施計画書(仕様書)の内容に適合するかどうかを検査するものと理解してよろしいでしょうか	ご理解のとおり、納入物が実施計画書(仕様書)の内容に適合することを確認させていただきます。但し、当機関と別途合意した事項がある場合には、納入物が当該合意内容に適合することも確認させていただきます。
2	契約書(案) 第15条	第15条において、電力広域的運営推進機関が必要と認めるときに委託先の事務所、事業所等において帳簿類等を調査することができる旨が規定されておりますが、かかる調査にあたっては、事前の連絡又は協議を行って頂けるといいう理解でよろしいでしょうか	現地調査の必要性が認められる場合においては、調査に先立って、事前にご連絡させていただき、また、原則として、事前にご協議させて頂く予定です。
3	契約書(案) 第18条第3項 第19条第7項	委託先が作成した資料は第18条第3項又は第19条第7項に基づく返却又は廃棄の対象とならないとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。ただし、第18条第2項に基づき、当該資料の開示及び漏えいは禁止されます。
4	契約書(案) 第21条	第21条において、契約の公表について規定されておりますが、具体的にどのような事項が公表される予定でしょうか。再委託先の名称、再委託先との間の契約内容等、再委託先に関する情報も公表されるのでしょうか。	本契約の名称及び概要及び委託業務の対価、並びに、委託先(落札者)の名称を公表することを予定しております。なお、現時点では、再委託先に関する情報は公開することを予定しておりません。